

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成24年4月20日(金)午後2時から午後3時55分まで

場 所 旭川地方裁判所C棟5階大会議室

出席者 司会者 佐伯恒治(旭川地方裁判所刑事部総括判事)

法曹出席者 小林謙介(旭川地方裁判所刑事部判事)

小島健太(旭川地方検察庁三席検事)

中村元弥(旭川弁護士会弁護士)

裁判員経験者 5人

報道機関出席者

旭川司法記者クラブ記者10人

### 冒頭あいさつ、自己紹介等

司会者

それでは時間もまいりましたので、裁判員裁判を経験された方々をお招きしての意見交換会をこれから開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます裁判官の佐伯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まずもって、皆様方には、お忙しい中裁判所まで足をお運びくださりまして本当にありがとうございました。本日は、昨年の6月以降に裁判員裁判を経験された方々、事件の数にしますと3つの事件の経験者の方々においでいただいております。旭川地裁管内におきましては、裁判員制度が始まってから合計で14件の事件が終わっておりますけれども、そのうちの近いところの3つの事件の方々においでいただいたということになります。本日、こうした意見交換会を開催することといたしました趣旨と申しますのは、裁判員制度の施行後一定の期間が経過いたしました。その間に、先ほど申しましたとおりある程度数が集積しつつある状況にありますけれども、この段階におきまして経験者の方々に感想ですとか意見を語っていただきまして、そうした意見を国民の方々、一般の方々に広くお伝えするということが、それから、併せて今後の制度の運用の改善につなげてまいりたいということがございます。ですから、申すまでもなく、主役は裁判員を経験された皆様方ということになりますので、本日は、その生の御意見をお聞きする貴重な機会と考えております。なお、御意見を述べられる前提といたしまして、法律実務家に何らかの質問をして確認をした上で御自分の意見を述べられたいということもあろうかと思っておりますので、本日は法律事務家の方にも出席していただいております。裁判員裁判を経験された方々におかれましては、ぜひその点について御活用いただければと思います。それから、御意見を伺うに際しましては、私の方から便宜上何番の方とお伺いすることもありますし、また、自由に発言いただいても結構でございます。

それでは、意見交換に入る前に、簡単な自己紹介をいたしたいと思っております。まず、法

律実務家の皆様から、順番に一言ごあいさつをいただければと思います。

小島検事

旭川地方検察庁検事の小島と申します。本日はよろしく願いいたします。

中村弁護士

旭川弁護士会弁護士の中村と申します。たまたま3件のうちの1件について弁護活動を行いました。何か御疑問があればお答えしたいと思います。よろしく願いします。

小林判事

旭川地方裁判所刑事部の小林です。本日は、評議と同様に皆様の活発なお話を伺って、より良い会にしたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

### **裁判員経験者の紹介**

司会者

それでは、裁判員を経験された方々につきましては、お手元に一覧表もお配りしてございますけれども、私の方から簡単に、事件の内容、どれぐらいの間お務めなされたのかということについて御紹介いたします。

まず、1番と2番の方につきましては、平成23年6月に行われました傷害致死の事件で、6日間の日程で裁判員を務めていただきました。

それから3番の方につきましては、平成23年10月に行われました殺人等の事件におきまして、4日間の日程で裁判員を務めていただきました。

4番、5番の方につきましては、平成23年12月に行われました殺人未遂等の事件におきまして、2日間の日程で裁判員を務めていただきました。

それから、6番の方につきましては、本日急な御都合で御欠席ということですので、本日は5名の方と共に意見交換会を進めていきたいと思っております。

### **裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について**

司会者

それでは、いよいよ本題に入ってまいりたいと思っております。意見交換の大きな流れといたしましては、一番最初に皆様方から裁判員裁判に参加された全般的な感想あるいは印象といったことにつきまして順番にお一方ずつ御意見を頂戴したいと思っております。その後に、本論として裁判員裁判の審理の流れに即する形でテーマごとに色々と御意見をお伺いしようと考えております。そして、最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージというものもお一方ずつお聞きした上で、30分ぐらいの時間、報道機関の方々も傍聴されておりますので、質疑応答の時間を設けたいと思っております。本論の方は、裁判の流れにしたがって冒頭陳述から始まり証拠調べ、論告・弁論、判決のための評議と取り扱い、時間がありましたら遡って選任手続といった流れで進めたいと考えております。

それでは、1つめの柱として、全般的な感想、印象を、大きなテーマではありますが何でも結構ですので、1番の方からお願いいたします。

#### 1番

6月に実施された裁判で裁判員を務めた者です。皆さんも同じでしょうが、裁判員というものになったことは初めてで、裁判自体傍聴することもなく過ごしてきたわけで、今回裁判員になったことで裁判所というところに足を運び、いろんな経緯を見てきたわけですが、40数年生きてきて裁判というものに全く興味がなかったわけではないのですが、やはり自分が人を裁くという立場に立つことになってしまったことで、裁判ですとか事件、今回私が担当したのは人を殺めることに近いようなことをしてしまった事件でしたけれども、そういうことに対する人間的な感情も深く考えさせられた経験だったのではないかと思います。次のテーマに移った段階でもまたお話しできると思うのですが、大きな意味でよい経験をさせていただいたかなというのが意見になります。

#### 2番

まず裁判員に選任されたら自分ができるのかなというのが最初の印象で、実際に裁判員に選ばれて、その日のうちに裁判が始まるということで、事前にいろんな知識を持っていなければいけないのかなと思っていたのですが、法廷の中で使われる言葉がさほど難しい言葉ではなかったということで、十分知識を持っていない人でもできるという印象を持ちました。私が担当した事件は、犯行現場がビデオ撮影されていて、犯行事実があったということはある程度明確になっていましたが、一番迷ったのは量刑の問題で、統計資料などは出されましたけれども、非常に幅があって、量刑で迷うことが非常に多かったという印象です。また、具体的にいろんな市民の意見がいろんな角度から出されて、私自身非常に勉強になったという印象です。

#### 3番

1番、2番の方と同じで、とてもよい経験させていただいたと思っています。日常的にいろんな事件があることは新聞などで見聞きしていましたが、自分の中ではそれを右から左に流れるように耳にしていたところもあって、実際に裁判員に選ばれて戸惑うこともありました。罪を犯した人のことを考える気持ちの反面、2人の方が亡くなってしまって家族の方が裁判の中でいろんな思いを伝えてくれた時に、自分の家族と照らし合わせて考えたりもしましたし、罪を償うべき被告の方もいる一方で、亡くなった方はもう戻っては来ないし、人を殺めてしまった罪は本当に償い切れないんだなということも感じました。裁判員裁判が終わった後、毎日ではないんですけども、今被告人は刑務所の中において、私としては残された2人のお子さんがどのように日々を送っているのか、家が近いこともあって時折そういうことを思います。また、いろんな事件や報道などをテレビで見ている、裁判員を経験する前よりも自分なりに見聞きして考えるようになり、よい経験をさせていただいたと思います。

#### 4番

私が担当した事件は、幸い2日間という短い期間の裁判でしたが、他の人と同じく大変よい経験をさせていただいたと思っています。また、幸いに被告人が犯罪行為を認めていて、争点ももめるような内容ではなかったということで、プロの方が一緒にいるということで、事前に心の準備ということも特にしなかったのですけれども、きっちりフォローしてくれる方が一緒でしたので、私としてはそんなに葛藤や精神的負担は感じずに裁判に加われたと思っています。あとは、裁判そのものとは関係ないのですが、裁判というものに慣れている方の中に、全く関わっていない人間が入ってきて、そういう人に慣れている方が説明するというのが裁判員裁判の印象なのですけれども、自分たちが入ることでこの裁判にとってどれだけプラスになっているのか、大変なのではないかと思っていて、素人が入って裁判をすることがプラスになっているのか、経験した他の方に聞いてみたいと思いました。

## 5番

自分は初めて裁判員裁判で出席したのですが、まず印象に残ったのは、犯人の態度、目つきで、殺人を犯そうとする人の目をあからさまに見たという感情が残って、普段目にする事のない目つきだったと今でも思います。ああいう場でなければそういう人間性や目つきに接することはないのかなと思う裁判でありました。量刑、罪の重さについては、素人ですので何の知識もなく皆さんと話し合いをしたわけですが、本当によかったのかな、という思いでいます。

## 冒頭陳述について

### 司会者

それでは、今個別に言っていただいたこともございますので、それを掘り下げる意味で実際の裁判の審理を思い出していただきながら、順番に沿って議論を進めてまいりたいと思います。

まず、思い出していただきますと、裁判の冒頭には冒頭陳述という形で検察官と弁護人がそれぞれの立場から主張という形で一定の意見を述べられました。その後で証拠調べが続いていくわけですけれども、証拠調べに入る前のこの冒頭陳述について順にお伺いしていきたいと思っています。具体的にお伺いしたいのが、まず十分に理解することができたのだろうかというあたり、とりわけ証拠と主張、言い分は分けて考えてくださいということを私から裁判の最初にお話ししたと思うのですけれども、振り返ってみてそういったことがどうだったのだろうかということ、あるいは中身をお聞きになってどのような感想をお持ちになったのかといったあたりを順次お伺いしていきたいと思っています。事件のそれぞれの内容は、時間も経っておりましておそらくお忘れになっている部分もあるかと思いますが、概要を私の方からお話しした後でそれぞれについての御意見をお伺いするという形にしたいと思っています。

まず、1番、2番の方が参加された事件につきましては、検察官からの冒頭陳述が時

間にすると20分ぐらいありました。冒頭陳述のメモも配られていましたが、紙の大きさはA3判で、そこに関係者や事件の流れが証拠の中身に触れながら記載されていたように記憶しております。まず検察官の冒頭陳述から議論を進めていきたいと思いますが、何か冒頭陳述についてございますか。

1番

少し記憶が曖昧なのですが、最初に2番の方がお話ししていたように、即日審理に入って冒頭陳述を聞いたと思うのですが、特に我々一般市民にとって聞き慣れない言葉が多発していたという印象は全くなく、逆に検察官、弁護士ともに非常に分かりやすい資料を作っていたということは覚えています。却って4番の方のお話にもあったように、裁判員裁判が始まって準備が大変になったのではないかと思うぐらい、きちんと分かりやすい資料を作っていたという記憶です。

2番

冒頭陳述は、20分という検察官の話をメモもなしにただ聞いていれば分からなかったと思いますけれども、非常に簡潔に関係がきちんと書かれていたメモがあって非常に分かりやすかったという印象を持っています。あれがなかったら、自分で整理するのはちょっと難しかったと思います。

司会者

3番の方の事件につきましては、先ほどの事件と同じぐらいの情報量で、検察官の冒頭陳述の時間は約20分、紙もA3判の紙1枚というものだったと思います。何かお気づきの点はございましたでしょうか。その後は証拠調べということで、冒頭陳述よりも若干長い時間がかかっていったわけですが、あくまでもこれは言い分だという内容と証拠とを区別して聞くことはできましたか。

3番

はい。

司会者

他に内容の分かりやすさといった点について、御意見はありますか。

3番

分かりづらかったことはありません。頭の中では、こういう事件だったのだなということが、新聞でも覚えていましたけれども、流れとしては自分なりに理解して耳を傾けることができました。

司会者

4番、5番の方が参加された事件につきましては、先ほど4番の方からお話がありましたとおり、争点が主として量刑ということでございました。その関係もありまして、検察官の冒頭陳述は7分程度、紙もA4判1枚にコンパクトにまとまっていたというのが実際なのですが、そうしたことも踏まえまして、何か御意見はございますでしょうか。

4 番

やはり、裁判官の方が、素人相手に説明するというので、配慮していただいたとい  
いますか、分かりやすいように考えて進めていただいているなという印象がありまして、  
話の流れが分かりにくいといったことはほとんど感じませんでした。

5 番

裁判官の方の話が非常に分かりやすく、そんなに難しい言葉も出なかったので、非常  
によく理解できました。

司会者

法廷で検察官が立証しようとするのはこういうことですかということで、1枚ものの  
紙を用意しながら説明しましたが、その点も分かりやすかったとお聞きしてよろしいで  
しょうか。

5 番

そうですね。一般的に分かりやすいものでした。

司会者

それから、弁護人の冒頭陳述も検察官の冒頭陳述に引き続いて行われていたと思いま  
す。最初の段階に行われることで、当該事件の争点はどこなのか、検察官の見方と弁護  
人の見方の違いが明らかになるよう行われたわけですが、1番、2番の方が参加  
された事件につきましては、被告人が2名おりましたので、それぞれの弁護人から15  
分程度、それからA4判の簡単なメモも用意していただいた上で説明があったかと思  
います。弁護人の冒頭陳述について、何か御意見はございますか。

1 番

正直に言ってあまり記憶はなくてすみませんが、弁護人が分かりやすく説明してくれ  
たということは覚えているのですが、例えばテレビドラマで拝見するように、検  
察官の主張に相対するところに弁護人の意見があるわけで、その辺りに注意しながら聞  
いていた部分もありますが、これに加えて色やグラフを使ったりしながらの分かりやす  
い資料を作っていただいて、何度も言うようですが分かりづらかったという印象は全く  
ありません。

2 番

その辺の記憶はちょっと定かではないのですが、思い返してみると、検察官側の主張  
に対して何を争うのかということが直接的に伝わってきたなという感じだったように思  
います。回りくどい言い方ではなくて、非常に直接的な言葉で、何をこれから争点にし  
ていくのかということがある程度明確になっていたという印象です。

司会者

3番の方の事件では、特に弁護人の冒頭陳述において配布されたメモ類はなくて、口  
頭で十二、三分行われたというのが実際でございます。今2番の方がおっしゃったよう  
な意味で、3番の方の事件では動機などについて検察官と弁護人の意見が食い違って

たわけですけれども、そういった対立状況は一番最初の弁護人の冒頭陳述の段階で理解できましたでしょうか。

3番

はい。できました。

司会者

4番、5番の方の担当された事件について見てみますと、A4判2枚程度の紙で弁護人が3分間程度にわたって主として量刑に関する事情について冒頭陳述を行ったと思います。こうした点について御記憶はありますか。分かりやすさ等の観点からいかがでしょうか。

4番

冒頭陳述がどれであるといった各段階での記憶というのはないのですが、全体を通して分かりにくかったということがなかったので、問題はなかったと感じています。

5番

特別分からなかったということはありませんでした。

### 証拠調べについて

司会者

そうしましたら、議論を進めさせていただきまして、証拠調べ、これが法廷で一番時間をかけて皆様方に直接見ていただきましたし、一番重要なところになると思います。冒頭陳述という意見に引き続いて証拠そのものを調べていく、証拠の中には検察官が請求されたものもありますし、弁護人が請求されたものもございます。順番としては、検察官請求の証拠書類を調べて、その上で証人を調べ、それから弁護人の立証に移っていくという順にほとんどはなっていたと思います。まずお聞きしたいのは証拠書類、つまり供述調書、これにつきましては、多くの事件で検察官から供述調書というものはこういうものだという説明が冒頭陳述の中であったと思います。実際にお聞きになるのは初めてだったのだらうと思いますが、供述調書その他の書類の記載内容をお聞きになっているイコール証拠を調べていることになるのですけれども、そこは十分理解できたのだらうか、分かりやすい裁判だったのだらうかといったことを問題意識としてお伺いしたいと思っております。こちら御記憶が相当薄れている部分もあろうかと思っておりますので、前同様事件ごとに若干情報を付加し、その上でお聞きしたいと思っております。まず、1番、2番の方が担当された事件につきましては、共謀などについて争いもありましたので、検察官の証拠書類の取調べが150分続きました。150分ですから2時間30分ぐらい、もちろん通訳が入ったということもあのですけれども、その中に目撃者の方の調書が2名の方で3通あったり、遺族の方の供述調書も含まれていました。2時間半これを聞くところから証拠調べが始まったわけですが、これについて何か御意見はございますか。

## 1 番

2名の被告人がおりまして、1名は2番の方が始めにお話ししたとおりこの事件に関してビデオがあり、それが主犯格の起こした事件を明確に立証できるような証拠であったのですけれども、もう1名の被告人が起こした事件につきましては、目撃者の証言が重要なポジションにあると思っていました。もちろん素人であるしよく分からなかったのですが、目撃者の供述調書がたまに新聞で見ると密室で行われて取られていて、どんなふうにもその調書が取られたのかが私としてはすごく疑問で、脅してとか恫喝してというようなことは当然無かったと思うのですけれども、証言をした方の表情を見たりどんな言葉を使ってどんなやり取りの中でその言葉が出てきたのか、その辺りが気になっていたところです。ただ、検察官の方が記載されたものを朗読し、それを見たり聞いたりしただけであったので、目撃者の供述調書の信憑性というか、本当にそれを信じてよいのかがその時感じたことでした。

## 2 番

外国人の犯罪ということで、目撃証人が本国に帰っており、証人自身が法廷に出てきて、外国人だけれども表情に出たりする部分を見られなかったというのが、正直に言うと不可能だけれどもちょっと心残りだったなど、実際に証人の証言を聞いてみたいなど、そういう感じを受けました。調書だけで判断するというのは、本当にそうなのかなという疑問がちょっと印象に残っています。外国人の場合、法廷まで引っ張ってきて法廷で証言させるというのは不可能だと思いますけれども、その点が外国人犯罪の難しいところかなと思いました。

## 司会者

続きまして、3番の方が担当された事件につきましては、検察官請求の証拠書類を調べる時間が120分、2時間ぐらい続きました。その中には、被告人の親族に当たる方々、証言をされた方と共通もするのですけれども、そういった方々3名、それから施設の方2名の供述調書も含まれていました。こういったものも含めて120分間証拠調べをしたわけですが、これについて、時間とか内容とか分かりやすさ、または今1番、2番の方がおっしゃったような直接聞きたかったといった趣旨の御意見もございましたが何かございますでしょうか。

## 3 番

分かりやすかったという言葉は、今自分の中では適切ではないような気がするのですけれども、亡くなった被告人の母が認知症を患って施設にいらっやっていて、被告人が自宅の方に連れて帰り、奥さんや娘さんにどうして連れて帰ってきたのか悟られるのは困るということでお亡くなりになったのが始まりですが、御家族の方や施設の方から聞いた限りでは、被告人は最初から母を殺めてしまおうという気持ちで連れ出したというふうには始めから思ってしまったはいけないことだと思っていました。施設の方もまさか亡くなってしまうとは思わず、被告人が迎えに来るといふ安心感もあったでしょう

し、娘さんにしても、奥さんの妹さんの話も聞かせてもらいながら、涙するところもありましたし、複雑な思いで高いところから話を聞かせていただき、分かりやすかったというよりも大変気持ち伝わってきましたし、言わんとしているところもすべて自分なりに受け止めることができたと思います。

司会者

1点質問があるのですけれども、3番の方の事件につきましては、施設の関係者の方のうちお一方は証人として直接お話を聞く機会があったと思いますが、他のお二人は証人という形ではなく供述調書を耳で聞く形で取調べが行われました。そこに何か違いはありましたか。特に違いは感じませんでしたか。証人として来ていると疑問に思ったことを聞いてみようと思えばできるわけですけれども、供述調書だけですとお話をした本人がいないので聞くことができないという問題があると思いますが、特にそういった必要は感じになりませんでしたか。

3番

感じませんでした。家族が母親を迎えに来て外泊をするということは、血縁関係があるわけですから、何の疑いもなく外泊をさせ、決められた日には施設に戻ってくるというのは当たり前のことであって、証人である施設長の言っていることは当たり前前に耳にし、当たり前前に受け止めました。

司会者

それから、4番、5番の方が担当された事件につきましては、証拠書類を調べる時間がだいたい90分、1時間30分ぐらいで、証人が全くいなかったという事件になります。その関係で、証拠書類の取調べを聞いていた状況を思い出していただいて、何でも結構ですけれども何か御意見はございますか。4番の方、いかがですか。

4番

あまり記憶がないのですけれども、私に関わった事件は、被告人の犯行動機が刑務所から出てきたけれども戻りたかったというかなり特殊な事件だったと思います。

司会者

どうでしょう、集中して聞いていると90分という時間の感覚もなくなってくると思うのですが、証拠を聞いていて証拠が足りない、少なすぎるといったこと、逆にこんなに取り調べるのは多すぎる、時間が長すぎるといったことはございましたか。

4番

そういうことは特になかったと思います。

司会者

5番の方、同様にいかがでしょうか。

5番

証拠品については、証拠品というよりは事件に使った物という印象が強かったように思います。被告人は現行犯で捕まっていましたし、証拠品というよりは事件に使われた

物という印象でした。

司会者

4番, 5番の方が参加された事件につきましては, 被告人からはもちろん直接聞けたわけですが, 証人はいなくて, それ以外で人から話を聞くということではなく, 書類での取調べでした。その辺りは, 裁判についてお考えになっていたイメージとかけ離れるようなことはありませんでしたか。それとも, 裁判というのはこんなものとお感じになったのでしょうか。5番の方, いかがですか。

5番

裁判というものはもっと面倒くさいものなのかなと思っていたのですが, 今日こういう会があってお話を聞いてみますと, 6日間とか4日間という審理期間に対して自分の担当した事件は2日間, 実質1日での審理で, それほど難しい事件ではなかったのかなという印象を受けました。

司会者

逆に, この中でこういったことを供述した人に対して確認したかったということでもどかしさを感じたことはございますでしょうか。1番, 2番の方には直接証人に聞き直接表情を見たかったという御意見もございましたが, その他の方は特にそのようなことはありませんでしたか。

(3番, 4番, 5番頷く)

司会者

証拠調べ全般についてお伺いしていると, 裁判自体分かりやすかったという御意見が多かったように思うのですけれども, 他方で皆様方には裁判員を務めていただいた後にアンケートという形で記載をしていただいたものがございます。おそらく本日いらっしゃった方のお答えではないのですけれども, その中には例えばいきなり法廷に入って裁判で死体の写真を見たりするのはちょっときつかったとか, あるいは専門用語がちょっと分からなかったと。これは捉え方の違いということもあろうかと思えます。それから, 証人や被告人の声が小さい, 聴き取りづらくてよく分からなかったという意見を述べられた方もいらっしゃいました。今日いらっしゃった皆様方が担当された事件では, 特に生々しい死体の写真はなかったのですけれども, 他方で傷の写真ですとか死体をくるんでいる状況の写真ですとか, あるいは犯行後の血まみれになっている場所の状況などの写真が一部含まれていることもありました。これについて何か御意見はありますか。

1番

映像的なものではないのですが, 今回我々が担当させてもらったのは外国人の被告人の事件で, 2名被告人がいて裁判が進んでいったのですが, 通訳の方が1名だったのです。そして, 6日間その1名の方がずっと我々や裁判官, 検察官, 弁護人の話を被告人に通訳していて, ものすごくハードだなという印象を受けました。被告人が2名だったということもありますし, 裁判に弁護人や検察官がいらっしゃるという中でももう少し

増やしてあげた方が、一言一句がある意味重要な証拠になってくることもあると思うので、負担が掛からないようにしてあげた方がよかったのかなと。もちろん、ものすごくきちんと通訳してくれたと思うのですけれども、負担が大きすぎたのではないかなというのが私が気付いたことです。

司会者

死体の写真のような生々しい写真のことに限らず、1番の方がおっしゃったように証拠調べ全般ということで結構なのですが。

2番

映像で見るのはものすごく分かりやすいと思うのですが、死体の写真を見て嫌だなと感じたり、それほどでもないと感じたり、感じ方はいろいろだと思いますので、どの程度のものを出してはいけないのかという判断は難しいと思います。悲惨な死体を見れば、被告人はとんでもない奴だと我々は思いますし、そんなに死体に傷が付いていなければ、我々としては刑罰を重くする方向に働かないと思います。それぞれ立場は違いますけれども、そこが非常に難しい感じがします。私自身が見た被害者の写真はそれほどひどいものではなくて、あれが例えば頭部が潰されていたりという状況であれば、それは量刑に影響したのではないかと、そんな感じも受けますので、非常に難しいなと思います。

3番

私は、画像で被告人の母と妻の死体を見ましたが、首から上にスーパーの袋を被っていて顔は見えませんでしたし、血が出ているような生々しいものでもなかったのですけれども、私はショックでした。自分を産み育ててくれた母を凍死させてしまった後に、ビニール袋で顔は見えませんでしたけれどもリード線で体がぐるぐる巻になっていて、殺したことがばれたら困ると妻の首を絞めて殺めてしまった後にも首から上にビニール袋を被せていて、クローゼットの奥に妻の死体を隠してしまったというのが、生々しさはなかったのですけれども、母や長年連れ添った妻を一瞬何か思うところがあって殺めてしまったことを、そういうことができるのかとショックを受けながら見ましたし、多分いろいろなところで裁判員裁判が行われ、もっとすごい事件もあるのだと思いますけれども、被告人が何を思ってそうしたのかを、一瞬見た画像で私なりに思いましたし感じました。

4番

私が裁判の時に見たのは、カッターナイフで斬りつけた胸の辺りの傷と顎の傷と手の傷でした。争点として顎の傷がそのとき付いたものかどうかということがありましたけれども、映像を見る限りどう考えてもそうだろうと。また、それまでは言葉で怪我をしたなどと聞いていたのですけれども、実際映像で見ると、聞いていたものよりも衝撃度が大きく、これはひどいなと。映像というのは強烈だなと思いました。

5番

現場の映像もあったのですけれども、血だらけになった現場を見てひどいなと思った印象があって、その後の被告人の態度と見比べるのにちょうどよい資料だったと思います。反省の色がないというか、同じ人を殺したり怪我をさせるにしても、あんなにひどい現場を作っておいて反省がないという残虐性を確認できる映像だったと思います。それが見た映像でした。

司会者

それでは、証拠調べ全般についてお伺いしてまいりましたけれども、やはり裁判員裁判の核心は法廷で証拠を見てもらい、それを理解してもらって後で評議をするということになりますので、法廷で分かりやすかったかということが一番重要になろうかと思えます。本日いただいた御意見の大勢は分かりやすかったということですから、他方で、裁判員裁判もまだ始まったばかりでございます。今後御自分が経験されたことを踏まえまして、今後の裁判でこういうふうにしていったらよいのではなからうかとか、証拠はこういうものを調べたらよいのではないかとか、方法はこうしたらよいのではないかとか、何でも結構なのですが素朴に疑問に感じたところが貴重な御意見となることはよくあることですので、そういった観点で御意見なり御要望があればお伺いしたのですけれども、順番に言い残したことなどはございますでしょうか。

1番

やはり、私が先ほど言ったことは的を射ていなかったのかもしれないのですけれども、通訳の件が非常に印象に残ったことと、物的証拠がない場合は証言が重要になってくるので、その証言の信憑性を明確にするためにも供述を取っているところを可視化するか、そのようなことをした方がよいのではないかということを素人の意見ですが感じます。

2番

選任手続で当日呼ばれた人が多分40名ぐらいいたと思いますけれども、その中で最終的に裁判員6名、補充裁判員3名が選ばれた一方で、残りの30名ぐらいいた人はそこで帰ってしまうことになりました。それで、呼び出されながらすぐに帰ることになった人たちの立場で考えると、こんなに呼び出さなくてもよいのではないのか、20名ぐらいいでよいのではないか、そのような印象を持って帰られた人もいたと思うのです。私はたまたま補充裁判員に選ばれたのですけれども、もうちょっと呼び出される人数を減らすことはできないのかという印象を受けました。

3番

私の担当した事件では、自分の作った借金の返済が滞ってしまっていて殺害し2人の方が亡くなったのですけれども、最終日まで被告人の話も耳にしましたけれども、被告人がどうして多額の借金をしてしまったのかは最後まで語られず、全くそこが分からないまま判決だったのです。被告人も何か事情があってそれだけの借金があったのか、それとも自分の娯楽のために作った借金が膨らんでしまったのか、借金のために亡くなった方

がいるのにどうして借金ができたのかは最後まで分からないまま最後の判決になったというのがあります。もう少し自分のことを語れなかったのかとも思いますし、一家の大黒柱がどうしてあんなに借金をしてしまったのかは今考えても疑問に思います。

4番

私は、たった2日間の裁判で、被告人も犯罪事実を認めていて、裁判員裁判の中では分かりやすい中身のものだったと思いますので、事件によっては複雑な背景のあるものもあるのかもしれませんが、たまたま私が担当したのにはそのようなものはなかったと思いますので、特にありません。

5番

初めての経験だったので、しゃべるにも言葉に迷うというか選ぶというか、自分の考えていることを裁判官の方たちとしゃべっているときに詰まってしまうことがあり、もう少し普通のしゃべり方でよかったのかなと思ったことがありました。

### 審理日程について

司会者

時間もございますので、次の話題に移りたいと思いますけれども、次にお聞きしたいのは公判審理の日程についてです。これに伴う御負担はいろいろ大変だったのだろうと思いますけれども、そういったことですかそれだけの日程が必要だったのか、つまり長すぎる、短すぎるという御意見がいろいろあるかと思います。とりわけ1番、2番の方が参加された裁判は、土曜日、日曜日を挟んで6日間行われて、お仕事などの都合をつけるのは大変だったかと思われませんが、何かもう少しどうにかできないのかといった御意見がございましたら教えていただきたいのですが、いかがですか。

1番

100日より短かったのでよかったと思います。

2番

私の職場はその点に理解がありまして、多分裁判員制度の実施についての広報活動が行き届いていたということで、普通の年次休暇とは違う形で裁判に出ることができました。広報活動をしっかりやっていたら、ある程度職場の理解も得られるように思います。

司会者

3番の方は、月曜日から木曜日までの4日間続けて参加されたわけですが、何か支障等ございましたでしょうか。

3番

私も、家族の理解がありましてし、職場の理解もありましてし、まさか自分が選ばれてしまうとは全く思わずに1日目自宅から出てきたのですけれども、その後も途中職場に連絡して事情を説明し、理解をしてくれたので、長かったのか短かったのかは分かりませんが、自分にとっては支障はありませんでした。

司会者

4番, 5番の方は2日間という日程の裁判でした。2日間といいますと他の裁判に比べれば短いということも先程来おっしゃっていますが, 他方で2日間まるまる裁判に参加することについては, それはそれで大変だったのではないかと思います。4番の方, 何かございますでしょうか。

4番

私は仕事柄個人の融通が利きやすい職場ですので, 2日間で済んで支障はありませんでしたけれども, 個人差はかなりあるのだろうと, その人が抜けたら困るということも仕事によってはあると思いますし, 個人によって事情は変わってくるだろうとは思っています。

5番

仕事の面では, 会社に話したときには快く理解してもらえ, 2日間という短い期間でもあり支障なく参加することができました。今日もそうですけれども, 皆理解していることだったので, 滞りなく出席できました。

### 評議, 判決について

司会者

それでは話を進めまして, 評議, 判決の部分に話題を移していきたいと思います。評議につきましては, 後ほど守秘義務についてどうお考えなのかという質問もさせていただきましますし, 守秘義務がありますので, 事細かにこの場でお伺いすることはできないのですけれども, 全般的な感想ということであればもちろん構いませんので, 御意見を伺いたいと思います。まず, 評議の日程は, 審理の日程とほぼ連動する形でかけた時間に違いがあるわけですが, そうした中で, それぞれの事件でお感じになったことをお話しいただくことは, 我々にとっても貴重な経験となりますので, 忌憚のない御意見をいただきたいと思います。評議について, 苦情なり感想なり何でも結構ですがお伺いしたいのですが。

1番

何度か皆さんからの意見が出ていたのですけれども, 8名ほどの方がいらっしゃって, いろんな方からいろんな話が聞けた評議ができて, 和やかという言葉が適切ではないと思いますけれども, それぞれ忌憚のない意見での評議ができたのではないかなと思います。それはやはり裁判官が非常にうまく話題を提供してくださったり, 今日もそうですけれども丁寧に議事進行をしていただいて, 論議をする観点なども提案してくださったりという心遣いがあったからではないかと思います。そうでなければ, 素人が裁判をしていくというのはある意味不可能だと思うのですが, その手助けを細かくしていただけたということで, 我々素人集団の評議でもうまく意見が言い合えたのではないかと思っています。

2 番

法律の専門家である裁判官の前で素人が意見を評議の場で言えるものかなという先入観があったのですけれども、実際に始まってみると、本当に全員が自分の考えをある程度自由に言え、それを裁判長が受け止めてくれて返してくれるというようなやり取りの中で、非常に活発に評議がなされた。私は正直に言って意外でした。そこまで活発にできたということにびっくりしました。

司会者

もっと悪口を言ってほしいのですけれども。

3 番

私も同じく思います。日を追うごとに、評議していてもすべての方の意見がどんどん出てきましたし、その中で緊張していないといえば嘘になりますし、休憩の時間があつたり昼食の時間があつたり、そのようなメリハリの中で選ばれた私たち裁判員をリードしてくれたのだと思います。朝から晩まで緊張しながら評議をしているのではなくて、休憩や昼食もあり、評議が終わったらまた明日ということで、3人の裁判官に上手くリードしてもらって4日間を終えられたのだと思います。

4 番

最初にも言いましたけれども、慣れない裁判員のために本当に裁判官に配慮していただいているなということを感じまして、堅苦しい雰囲気でも、ものが言いにくい雰囲気でもなく、スムーズだったなと思っています。

5 番

同じくものが言いやすい雰囲気だったと思います。素人なので感情のままに発言したと思うのですけれども、裁判官の方がうまく捉えてくれたので、すごくよかったと思います。

司会者

本当は細々と聞きたいところではあるのですが、守秘義務という問題がございます。先ほど予告しましたとおり、守秘義務についてどうお考えなのかと、義務を課されることで負担に感じることもあろうかと思えます。まず負担に感じておられるのかおられないのか、負担に感じるとしてどれぐらいの負担を感じておられ、あるいはこういうふうに変えていったらよいのではないかという点を含めて実際に経験された方のお気持ちを聞いておきたいのですけれども、いかがでしょうか。こういう場でも中身について話すことができないという葛藤があろうかと思うのですが。

1 番

それほど窮屈に感じなかったという気がします。一言ツイッターに書きたいなという衝動に駆られたことはありましたけれども、それはしてはいけないということは常識的に考えて分かりましたし、特に窮屈に感じたことはありませんでした。ただ、クロなのかシロなのか、守秘義務に反することなのかそうでないのかという線引きが曖昧に感じ

られ、これはどうなのですかと聞かなければ分からず、そうであれば何も言わない方がよいかと思うところがあることは確かです。だからといってそれが窮屈であったかというとは違うような気がします。

## 2番

守秘義務はほとんど負担にはなりませんでしたが。家族は家に帰ればどうだったのと聞きたがるわけですが、新聞に載る程度のことは次の日に話して、それまでは言わず、職場でも興味本位でどうだったのかと聞かれる場面はありましたが、その場面では新聞に載る程度のことは話しつつ、これ以上のことは守秘義務があるから言えませんがと説明し、了解を得ました。

## 3番

さほど負担には感じませんでした。評議している間に思うことのキャッチボールがうまくできたと思うので、自分の中で切り替えることができました。家に帰っても家族には聞かれませんでしたし、職場では出された求刑について新聞に掲載後どう思うかを上司に聞かれましたけれども、他は聞かれませんでしたし、聞かれても答えられなかったと思います。4日間は自分の中ではあまりにも走り続けていたと思うので、今何か月かが経過してここに来て、事件の内容は分かっても自分の中では難しいことは忘れてしまい、答えようがなかったと思います。

## 4番

裁判に参加するまでは、守秘義務がどこまでというのが全然分かっていなかったのですが、基本的には何も言わない方がよいかと思っていたのですが、一応確認したと思うのですが、裁判の中で行われたことについてはオープンになっていることで、それについてはOKということで、それでしたら実質ほとんど何でもOKに近いものと思いますので、評議の内容について気をつければよいのかなと感じ、守秘義務については確認したことで負担感がなくなりました。

## 5番

周りの人にとって守秘義務というものは分かっていることだったので、どうだったと聞かれつつも、「ああ、言えないんだもん。」で終わっていて、別に何の苦勞もありませんでした。

## 司会者

逆に、守秘義務という制約がなく、御自分たちの意見が他人の口から外部に流出するといった前提であったとしたら、評議が十分にできたかどうかという点について、御意見があればお伺いしたいのですけれども。オープンにしたい自分の意見が明かされてしまうというのは、一般論として議論しにくいのではないかと思いますのですが、それはそれでよいといった御意見なのか、そうではなくてやはり今のままがよいという御意見なのか、その辺りについて特段の御意見のある方は挙手してお話ししたいのですが。

( 挙手した裁判員経験者なし )

## 選任手続について

司会者

それでは、守秘義務につきましては一通り皆様の御意見は伺いましたので、次のテーマについて話を進めてまいりたいと思います。時間も残りそろそろ終盤に近づいてまいりました。今までは審理についてお話を伺ってまいりましたけれども、選任手続に遡って、御意見を言い残したことがあればそれをお伺いしたいと思います。既に、何人かの方から選任手続についての御意見をいただいておりますので、重複しない範囲でお伺いできればと思いますが、実際には法廷の日の2 か月ぐらい前にお手紙をお送りして、この日においでくださいという声かけをし、そこから皆様方に日程の調整をしていただいた上で当日を迎え、その中には来たものの選ばれないで帰られる方もいらっしゃる一方で、選ばれたらすぐに裁判が始まるといった流れだったと思います。何か選ぶまでの手続について、改善したらよいのではないかといい御意見をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

5 番

ここに来て思ったのは、丁寧すぎて逆に緊張してしまった、そういう点がありました。

4 番

日程などは、個人的には今のままで問題なかったと思います。後は、先ほど出ていた意見で、言われてみればあんなに呼ばなくてもよいのではないかなと、そういう感じがあります。

3 番

私の方では特に何も感じませんでした。

2 番

先走ってしまいましたが、先ほどお話ししたとおりです。

1 番

特にないのですが、やはり国民全員が裁判員になるという過程としてこういうことが周知されればされるほど、いろんな意見が出ていろんな道筋が立ってきてよいものになっていくと思います。今、裁判員制度は始まって間もない段階であるし、我々一人ひとりがある意味広告塔になって、守秘義務はありますけれども裁判員というのは2 か月前に郵便が来て当日はすぐ始まるんだよということをなるべくみんなに伝えるようにはしています。そういうことがひとつひとつ根を下ろして行って、その中でももう少しこういうふうにしたらよいのではないかといいことがあれば、それを吸い上げていくようになっていくと思います。100人いれば100人の意見があって、30人を呼び出すことについても、人によるところがあると思います。すべての人が納得するものにすることはなかなか難しいとは思いますが、国民一人ひとりが認知することが大事

だと思うので、私はなるべく伝えるようにしています。

### 検察官，弁護士からの質問

司会者

一通りテーマについてお伺いしましたけれども、本日御列席の検察官，弁護士についても、裁判員経験者の方にこれだけは聞いておきたいということがございましたら質問していただきたいのですが。

小島検事

私から2点ほど確認させていただきたいことがあります。1点目は、先程来話の途中でも出ていたのですが、遺体や怪我の写真の取扱いについて御意見をお聞きしたいと思えます。これについては、一方では、遺体や怪我の写真は裁判員の方の心理的負担になるので見せるべきではないとの意見があるところですが、やはり検察官の立場としては、被告人の刑を決める上では写真などによって怪我の状況などを正確に把握してもらいたいという趣旨で証拠として請求しておりますので、この辺りの必要性について御意見をお聴かせいただきたいと思えます。

司会者

どなたかいかがでしょうか。先ほど議論したところと重なる部分もあるのですけれども。

1番

非常に難しいと思えます。ただ、検察官のおっしゃるとおり、どれぐらいの犯行であったかを視覚で認識することは必要かもしれませんが、逆に外傷のひどさが量刑に反映されてしまうという可能性もあると思えます。本当はこつんとやられたただけなのに大げさに倒れてしまい、そこに鋭利なものがあつたためにひどくなってしまつて、そこだけを見ると殴つたものが鋭利なものであつたかのように見えてしまうでしょうし、あれば視覚的に判断できる余地も大きくなってくると思うので、その辺はすごく難しい問題だと思えます。

2番

先ほども少しお話ししましたが、傷の深さとか残虐性というものが、殺人事件などで量刑の判断において影響を及ぼすことは確かにあると思えます。その場合、写真の大きさ、あるいは角度によつても違ふと思うのです。検察側と弁護側とで立場も違ひますし、その辺りはどのように写真を出していくのか、非常に難しい面があると思えます。

4番

事件の残虐性などを示す必要があるというような状況はあると思うのですけれども、どうしても駄目だという人はいると思えます。ですから、見ないという選択、どうしても駄目な人は見なくてもよいとか、ワンクッション置いて絵を見せ、その後の写真は見たくなければ見ないようにしてもらつとか、そのようなことがあつてもよいのではない

かと思えます。

司会者

時間の関係もございますので、小島検事、2点目の質問を。

小島検事

もう1点は検察官の冒頭陳述についてです。これも最初の方で話があったのですが、一部では検察官の冒頭陳述が長すぎるということも言われるところで、皆さんが実際に担当した事件の審理の冒頭で行われた検察官の冒頭陳述を聞いて、長すぎると感じたことがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

3番

長いとは思いませんでした。資料も分かりやすく提示してくれましたし、自分の頭の中でこういう事件だったのだなということと照らし合わせて話は合ったので、私は長いとは思いませんでした。

5番

自分も長いとは思いませんでした。自分が関わった事件が単純だったせいもあるかもしれませんが、口頭で事件の内容を説明する最小限の内容だったと思います。

司会者

よろしいでしょうか。では、中村弁護士、お願いします。

中村弁護士

私も2点ほど聞かせていただきたいと思えます。1点目ですが、自分の意見の決め方ということで、守秘義務に反しない範囲でお答えいただきたいと思えます。裁判員裁判では、有罪無罪の判断もさることながら、刑の重さについて、最終的に評決を採るとすれば自分は懲役何年にする、執行猶予を付けるといった意見を言う局面になるのだと思えます。そこでそういった自分の意見をお決めになるポイント、いろいろと弁護側から被告人に有利な事情、検察側から刑を重くすべき事情が述べられますけれども、それはコンピューターからぱっと出されるわけではないわけですよね、グラフとかはあるでしょうけど、こういったことがポイントになったかをもし可能であれば教えていただければと思えます。さらにいえば、刑務所がどんなところなのか見てみたいというような感想をお持ちにならなかったのかということもお伺いしたいと思います。

司会者

量刑のポイントとしてどういう要素を重視してまず御自分の意見を考えたのかということですが。

1番

やはり、検察官の方の求刑が・・・。

司会者

そうですね、論告があり、弁論があり。

1番

はい。その求刑がやはり目安になりましたが、それよりも何よりも私が思ったのは、量刑を裁判員が決めるというのは、ちょっと負担が重すぎるのではないかとことです。先程来言っているとおり、我々は素人なので、この殺人をしたら10年、この殺人をしたら8年などといっても、その2年の差は何なのかというと非常に難しいものがあります。ですから、詳しくは分かりませんが外国の陪審をテレビで見ると、ギルティ・オア・ノット・ギルティぐらいしかやっていないのかなと思うのですが、裁判員も、有罪か無罪かぐらいであれば、検察側の冒頭陳述や弁護側の冒頭陳述を聞いて、裁判の中で結論を決めることができるのではないかと思います。ただ、やはり量刑を決めるに当たっては、やはり難しく、裁判官と相談の上での判決でしかなかったと思います。そこに自分の意見が反映されたかされなかったか、何年がよかったかというのは正直分からないというのが本音です。

司会者

他の方、いかがでしょうか。

3番

私は、4日間裁判員裁判で量刑まで評議をして、自分の意見を伝えることができましたし、受刑者が刑務所の中でどういう生活をしているのかも聞かせていただいて、偶然に選ばれて裁判員裁判に参加したわけですがけれども、経験するのであれば、自分の意見も言え、他の人の意見も聞けて、量刑までいけたことはよかったと思います。

5番

自分には経験も知識もないので、量刑は思いのままに言った部分がありました。そのように話したときに、裁判官の方から情状酌量の点はないのかという話があり、その話を聞いて少し減刑すべき点はないのかといった他の裁判員の方の意見を踏まえて出された結果だと思っています。

司会者

時間の関係もございますので、2点目をお願いします。

中村弁護士

もう結構です。

### **今後裁判員となる方へのメッセージ**

司会者

それでは最後、記者の方の質問に移る前に、皆様方から今後参加される方へのメッセージということで、一言ずつ御意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

1番

私みたいなものでも意見が言える裁判員裁判の場であったので、どなたでもできる仕事だと思っています。そう言う意味では、否定せずにみんなに参加していただきたいと思っています。

2番

裁判員を経験させてもらって、いろんな方の意見をそれぞれの立場から聞くことができまして、非常に自分とは違う角度から物事を見る人がたくさんいるのだなということをもっと知りました。非常によい経験をさせていただいたと思っております。

3番

私も、とてもよい経験をさせていただいたと思っています。先ほども言ったのですけれども、ただテレビや新聞で見えるような事件ではなくて、実際にいろいろな方の話を聞いたり、いろんなところからひとつの事件を見ることができるようだと思いき、最初は不安だったのですけれども、いろいろと導いてくださったりお話を聞かせていただきながら、こういうふうに進んでいくのだなということがとてもよい勉強になったと思っていますし、もしまた何年か後に通知が来たときには、ぜひもう一度経験をさせてもらいたいなと思います。

4番

参加してみるまでは、裁くということに抵抗を感じる方が多いと思いますけれども、プロの方もついていきますし、自分ひとりで刑を決めるというわけではなく、意見を言う一人ということなので、そんなに重く考える必要はないというか、あまり構えないで参加してみるとよいというアドバイスはできるかなと思います。

5番

みんなには、通知が来たら行ったらいいよ、よい経験になるよという話はしていて、今回は自分としてよい経験をしたと思っています。

## 記者からの質問

司会者

それでは、午後4時までということで、本日お集まりの報道機関の方々からの質問等について、裁判員経験者の方にお答えいただきたいと思います。おそれいりますが、御質問をされる際には挙手の上、冒頭に所属とお名前をおっしゃっていただいてから質問をしてくださるようお願いいたします。それでは、何かございますでしょうか。

北海道新聞社

私の方から2点質問させていただきます。まず1点目ですが、裁判の日程、スケジュールに関する質問をさせていただきます。6日間、4日間、2日間といった日程になっていますが、実際の裁判を理解したり、評議をする時間を含めて、日程の設定が適切だったのか、もっと時間があればひとつひとつの問題をよく理解できたとか、適切だった、もっと短くてよかったなど、あらためてお一人ずつ教えていただければと思います。

1番

評議は限りなくできると思うので、ある意味何日あっても足りないと思います。ですから、ある程度日にちを区切らなければならないということを考えると、私の場合は6

日間だったのですが、日程的には問題のないものだったと思います。時間帯も、朝早くから夜遅くまでの拘束ということではなくて、余裕のある時間帯での参加でしたので、そういった意味では1日1日の時間帯においてもさしてタイトなものではなかったかなと思います。私も初めての経験なので、これが最適であるか最適でないかといわれると何ともお答えしようがないのですけれども、振り返ってみると問題のない日程であったかなと思います。

2番

私の場合、外国人2人で通訳が入ったということで、裁判员裁判としては6日間で長かったとは思いますが、通訳が入った関係では適切な日程ではなかったかなと思っています。

3番

私も、4日間という日程はとても適切だったと思っていますし、評議の時間的にも、長くもなく短くもなく、大丈夫でした。

4番

私も、自分が関わった2日間という日程は適切だったと感じています。

5番

自分も、十分な時間だったと思いますし、無駄もなく終わった2日間だったと思います。

司会者

次の質問をどうぞ。

北海道新聞社

評議などで気兼ねなく活発に意見を出すことができたという話もありましたが、最終的に判決が決まるときに、個人として裁判员に参加した際の意見や考えが十分に判決に反映されたと思われますかということをお一人ずつ聞きたいと思います。

1番

はい、思います。

2番

反映されたと思います。

3番

私も、反映されたと思います。

4番

十分に意見は反映されたと思っています。

5番

そう思います。

司会者

では、次の質問をどうぞ。

N H K

今回は意見の交換会ということで、この交換会を通して具体的に何を裁判所に求めますか。どういうことをしてほしいと思われませんか。よかったという意見が多かったのですが、今後どういうことをしてほしいとお考えでしょうか。

1 番

逆にどういう目的で我々を招集して意見を交換したいのか質問したいぐらいなのですが、けれども・・・具体的な内容でもよろしいでしょうか。先ほどちょっと言ったのですが、しつこいようですが、事情聴取というものが闇の中で行われているということが非常に印象に残っていて、その辺が逆に裁かれる立場になったときに自分の意見がきちんと裁判の中で反映されるのかなということをふと思ったときがありました。そういう意味では、昨今いろんな報道で言われている可視化の意見は、一個人としては非常に大切に、事情聴取の状況を明らかにすることが重要であることを今回の裁判を通じて感じました。

2 番

裁判員裁判が導入されて3年ということで、日本の歴史を見ると過去に陪審裁判が導入されていた時期もありますけれども、せっかく市民が参加する市民目線の裁判ということで、定着化していくことがすごく重要ではないか、そういう思いを持っていますので、こういう意見交換会を開いて全国の方々の意見を集約し、この裁判員裁判をさらによくしていくことを目指すべきで、途中で法律改正によって無くしてしまうようなことにならないでほしい、そういう気持ちで参加させていただきました。

3 番

申し訳ありません。適切な答えが思い浮かびません。

4 番

プロの方に裁判員が加わった裁判になったことで、個人的にはよい経験だったのですが、裁判官などにとって本当によい形なのかはちょっと気になるところでして、ないかもしれませんが聞く機会があったらなと思いました。

5 番

裁判が終わってから、裁判員裁判を経験した人間が事件を振り返ったときに、こういう場で意見を述べられればよいかなと。当時思わなかったこともあると思います。自分自身は特にそういうことはありませんけれども、中にはそういう方もあろうかと思うので、発言できたらと思います。

司会者

それでは、次の質問はございますか。

北海道新聞社

質問は1つだけです。裁判員裁判は現在対象が重大事件に限定されていますけれども、もう少し対象事件を広げた方がよいと思われませんか、それとも本当に大きな事件に対象

を絞った方がよいと思われませんか。

5 番

確かに、初めての経験でこうした重大事件について量刑などを考えることは見当もつかないので、できれば軽い事件を経験してから次の事件にいければよいなと思うのですが、それだと数や意見が多くなりすぎるのではないかなとも思います。

4 番

広げてよいとかどうかはよく分からないのですが、有罪になれば死刑相当な事件とか少年事件とか、重たい事件というのはあるなと思います。私が今回関わったのはそのような事件ではありませんでしたけれども、今のところ何とも分かりません。

3 番

私は、もっと多くの方が裁判員になられて、こういう共感できる場を設けられるのであれば、重たい事件、軽い事件とかではなくて、対象を広げていけば、もっと多くの方が裁判員を経験できるのではないかと思います。

2 番

私は、今のままで重大事件に限って裁判員裁判の対象とすることでよいと思っています。広げてしまうと、個人の負担が大きくなってしまったり、市民感覚を反映していくとすれば、広げていくことは必要かもしれませんが、今のままだでも軽い事件について市民感覚を反映させるきっかけになるのではないかと思います。そういった意味で、今のままでよいと思います。

1 番

客観的に見れば、小さな事件から国民全体で討論して裁判をしていくのが理想だとは思いますが、現実的には、2 番の方がおっしゃったように国民の負担もさることながら、裁判所の方々、検察官の方々、弁護人の方々が細かい事件についても裁判員裁判をやるということになると、負担が大きすぎて無理ではないかと思います。ただ、やはりできるだけ多くの方が裁判に参加することが理想だとは思いますが。

司会者

次の質問はございますか。

読売新聞

先ほどから、裁判員裁判に参加されてプラスになったという意見がかなり出ていますが、事件や事故の報道についてももしっかり見るようになったというお話でしたが、実際に御自身が生活している中、これから生活していく中で、具体的にどういうことがプラスになっているのか、あるいはどういうことをプラスにしていきたいとお考えなのかをもう少し詳しくお聴かせいただきたいのですが。

5 番

普段経験することのない裁判所の雰囲気、雰囲気というか裁判の中身を経験できたことが、今後自分が過ちを犯さないためのものになると思います。

4番

自分にとっては、裁判は別世界のことだったのですが、何の経験もない自分が経験したことで、別世界のことではなくなった、感じ方が変わったと思います。

3番

裁判員になった4日間は、とてもよい経験をさせていただいたと思います。でも、裁判が終わった次の日からは普通の生活に戻りましたし、あえて毎日毎日裁判のことを振り返るようなことはなかったので、ただただよい経験をさせていただいたということであって、新聞などを見るときに、自分が裁判員であったということは消えることはないと思いますけれども、生活の中で何かあるといったことは特にありません。

2番

何がプラスになったかという点、評議の中でいろんな人の立場、職業、自分とは違うものの見方というものを体験することができて、自分自身ひとつのものの見方ではなくていろんな方向で見ることができるという経験をさせていただいて、そのことが自分にとって非常にプラスになったと考えます。

1番

2番の方と同じように、いろんな意見があるということと、裁判に対してすごく興味がわくようになったということで、日常生活の中でプラスになったかどうかという点から分らないのですけれども、プラスになったといえば、新聞に書かれている裁判の記事をよく読むようになりました。

司会者

他に質問はございますか。

NH K

今後裁判員になられる方はたくさんいらっしゃると思うのですが、じっくり審理に加わるなど、参加しやすいようにするにはどうしたらよいと思われますか。こうすべきだという御意見があれば教えてください。

1番

参加する本人はもちろんなのですが、やはり働いている企業だとか家庭とか、とにかく周りの理解がないと、2日間でも4日間でも6日間でも裁判員裁判に時間を割くことはなかなか難しいと思います。もちろん、時間の融通の利く人もいれば利かない人もいて、特に周りの人に理解してもらえなければなかなか参加しにくいと。どうしても固いものというイメージがあるので、周りの人が背中を押してあげられると、何となく日本人はそういうところがあって、じゃあ出ようかというふうになりやすく、そういう意味で、個人宛の広告だけではなく、企業への広告でのバックアップ、報道の方を含めてやっていただければ興味がわくのではないかと思います。

2番

1番の方と全く同じです。職場の理解というのが一番必要です。

3番

私も同じで、そう思います。

4番

同じです。

5番

同じです。

司会者

次の質問はございますか。

朝日新聞社

確認なのですが、2番の方は補充裁判員に選ばれたとおっしゃっていましたが、みなさん裁判員でいらっしゃるのですよね。

司会者

2番の方は、最初補充裁判員で選ばれたところ、裁判員の方が欠けたので裁判員を務めていただいたということになります。

朝日新聞社

対象事件から、被害者の顔が見えない薬物の国際取引の事件を外した方がよいという意見もあるのですが、その辺りについてももし御意見があれば聴かせていただきたいと思います。覚せい剤の密輸事件などは、裁判員裁判が始まる前から無罪判決が最も出やすい類型といわれていて、実際無罪も多く出ています。覚せい剤の密輸事件では、誰が被害者であるかが分かりづらい面があると言われていて、いっそのこと裁判員裁判の対象から外してしまった方がよいのではないかという議論も一部あるのですが、その辺り、御意見があればお聞きしたのですが、

司会者

何かございますか。

1番

・・・難しすぎますね。

2番

被害者がいないということですか。

朝日新聞社

いないというより見えづらいということですか。結局無罪判決が出たり量刑が緩いと、その国にめがけて密輸グループがどんどん密輸を進め、結果的にはその国に違法薬物が蔓延して国益を損することになるというロジックがあるのです。ただ、覚せい剤が密輸されたり使用されたりしても、我々市民にとっては別世界とイメージされやすいので、あまり裁判員裁判になじまないのではないかという意見を持っている人もいて、じゃあ対象事件から外してしまおうという議論もあるのですが、その辺りで何か御意見はありますか。

司会者

質問が難しかったと思うのですが、薬物犯罪、薬物の密輸事件は件数が多いのですけれども、何か記者がおっしゃったような観点から御意見のある方はいらっしゃいますか。これは外した方がよいとか、そうでもないとか。

1 番

裁判員裁判が始まってから無罪が多くなったことには何か理由があるのでしょうか。

朝日新聞社

一番は裁判員裁判ですが、控訴審は職業裁判官だけで現在は裁いていて、控訴審で逆転有罪になるケースが多いのです。そのように、裁判員裁判と職業裁判官の裁判とで結論が分かれているので・・・密輸事件に関与された裁判員の方がいらっしゃらないので分かりづらかったでしょうか。どうもありがとうございました。

司会者

それでは、時間もまいりました。皆様には長時間にわたり貴重な意見をお聴かせいただきまして、本当にありがとうございました。この議論の結果も公にさせていただくつもりですし、こういう形で協力していただきましたからこそ、今後とも同じような意見交換会というものの開催も考えていきたいと思えます。お忙しいところありがとうございました。これで意見交換会を終了いたします。